

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（二件）

（障害福祉課）

一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

（同）

一

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

（農村振興課）

一

○保安林の指定の予定（四件）

（森林整備課）

二

○公有水面埋立てのしゅん功認可（二件）

（水産業基盤整備課）

三

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

（都市計画課）

四

公 告

○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定

（障害福祉課）

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

（教育庁高校教育課）

五

告 示

○宮城県告示第七百一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇二〇〇三六四	ワークスつばさ 石巻市沢田字広見山 十三番一	就労継続支援B型	社会福祉法人 石巻祥心会	平成二十二年 七月一日

○宮城県告示第七百二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二七〇〇四〇三	大郷ファーム 黒川郡大郷町中村字 原町十一・三	就労継続支援B型	社会福祉法人 みんなの広場	平成二十二年 七月一日

○宮城県告示第七百三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四一五二〇〇五〇〇	ふるたいむ 仙台市宮城野区柁江十一・八・一〇	特定非営利活動 法人あなただの街の三河やさん	平成二十二年 五月三十一日
〇四一五二〇〇五〇〇	ふるたいむ千成屋 仙台市泉区南光台二丁目十五・十八	特定非営利活動 法人あなただの街の三河やさん	平成二十二年 五月三十一日

○宮城県告示第七百四号

県営青木川地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った

日の翌日から起算して六月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十二年七月二日から平成二十二年七月三十日まで

三 縦覧場所

美里町役場、美里町南郷庁舎、石巻市役所、石巻市河南総合支所

○宮城県告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字竹の沢二の四五、二の五一、二の五二、一六七の二八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めぬ。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市沢田字大蛇峯四九の一、五一、五三から五六まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大蛇峯四九の一・五一・五三から五五まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

伊具郡丸森町字船場三二の一、三二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字船場三二の一(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

気仙沼市八日町一丁目一八一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第七百九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十二年六月二十四日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域

1 位置

第一種寺間漁港区域内

牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一に隣接する公有水面

2 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(イ)点と(ト)点を結ぶ平成十九年秋分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一地内に設置した基点(北緯三八度二六分一六秒、東経一四一度三二分三八秒)から 一一度〇九分〇六秒 三〇・九八メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 六七度五九分四三秒 二六・四二メートルの地点

3 面積

九六・六九平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成二十年八月一日 宮城県(水整)指令第二十三号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

女川町

○宮城県告示第七百十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十二年六月二十四日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

女川町

三 埋立区域

1 位置

第一種寺間漁港区域内

牡鹿郡女川町出島字別当浜二番三七七及び五番一に隣接する公有水面

2 区域

次の(イ)点から(ト)点を順次に直線で結んだ線、(ト)点と(オ)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(D L+1・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線、(オ)点と(ワ)点を直線で結んだ線及び(ワ)点と(イ)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(D L+1・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一地内に設置した基点(北緯三八度二六分一六秒、東経一四一度三二分三八秒)から 八一度五〇分〇三秒 六・七九メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 一一七度〇七分四九秒 一三・三〇メートルの地点

(ハ)点 (ロ)点から 二七度〇七分四九秒 四〇・〇〇メートルの地点

(ニ)点 (ハ)点から 一一七度〇七分五〇秒 一八・一七メートルの地点

(ホ)点 (ニ)点から 六七度五九分二七秒 五六・〇〇メートルの地点

(ヘ)点 (ホ)点から 一四度五三分三九秒 二五・〇〇メートルの地点

(ト)点 (ヘ)点から 三三八度〇八分四一秒 九・九七メートルの地点

(オ)点 (ト)点から 二四四度四五分一秒 八五・二四メートルの地点

(ワ)点 (オ)点から 二四八度〇一分〇〇秒 二六・四二メートルの地点

3 面積

二、一六六・九七平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成二十年八月一日 宮城県(水整)指令第二十二号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

女川町

○宮城県告示第七百十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十二年七月二日

一 組合の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

東松島市大溜土地区画整理組合

二 事務所の所在地

東松島市矢本字上河戸二十五番地一

三 設立認可の年月日

平成二十年二月十三日

四 変更認可の年月日

平成二十二年六月二十四日

公 告

○障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 病院及び診療所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 盟陽会 富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一・六	平成二十一年十二月一日

二 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
仙台調剤薬局せきのした店	名取市増田字関下二百十一番地一十街区七画地	平成二十一年十二月一日
ジャスコ石巻店薬局	石巻市蛇田字新金沼百七十番地	平成二十二年二月一日
有限会社なとり薬局	名取市大手町六丁目一番地の四	平成二十二年二月一日
沢辺本多薬局	栗原市金成沢辺町五十	平成二十二年四月一日
クラフト薬局三日町店	大崎市古川三日町二・三・五十	平成二十二年四月一日
なの花薬局名取店	名取市田高字原五百九・三	平成二十二年六月一日

さくら薬局	角田市佐倉字畑田南二・一	平成二十二年六月一日
ひかり薬局矢本	東松島市矢本字大溜三十一・一	平成二十二年六月一日
有限会社 フレンド薬局	大崎市田尻字太子堂二・一	平成二十二年六月一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十二年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 A重油（JIS一種二号） 七十キロリットル
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十二年六月十六日
- 四 落札者の名称及び所在地 白福商事株式会社 気仙沼市魚町二丁目四番十一号
- 五 落札金額 五百四万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十二年五月二十一日